

平成 31 年 2 月 14 日  
長 野 県  
長 野 地 方 気 象 台

## 長野県における土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止について

長野県と長野地方気象台は、地震の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、平成 31 年 2 月 21 日から通常基準により運用します。

平成 30 年 5 月 25 日に長野県北部で発生した地震により、長野県では、栄村で震度 5 強を観測しました。

この地域では、地盤の緩みを考慮し、長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、栄村で通常の 8 割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり長野県土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止することとしますのでお知らせします。

なお、土砂災害警戒判定メッシュ情報<sup>\*</sup>についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

### 記

1. 暫定基準を変更する日時

平成 31 年 2 月 21 日（木）13 時

2. 暫定基準を廃止して通常基準とする地域（別紙に図示）

栄村

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

気象庁HP：<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

長野県の土砂災害に関するメッシュ情報の URL は、以下を参照してください。

<http://www.sabo-nagano.jp/res/home.html>

本件に関する問い合わせ先

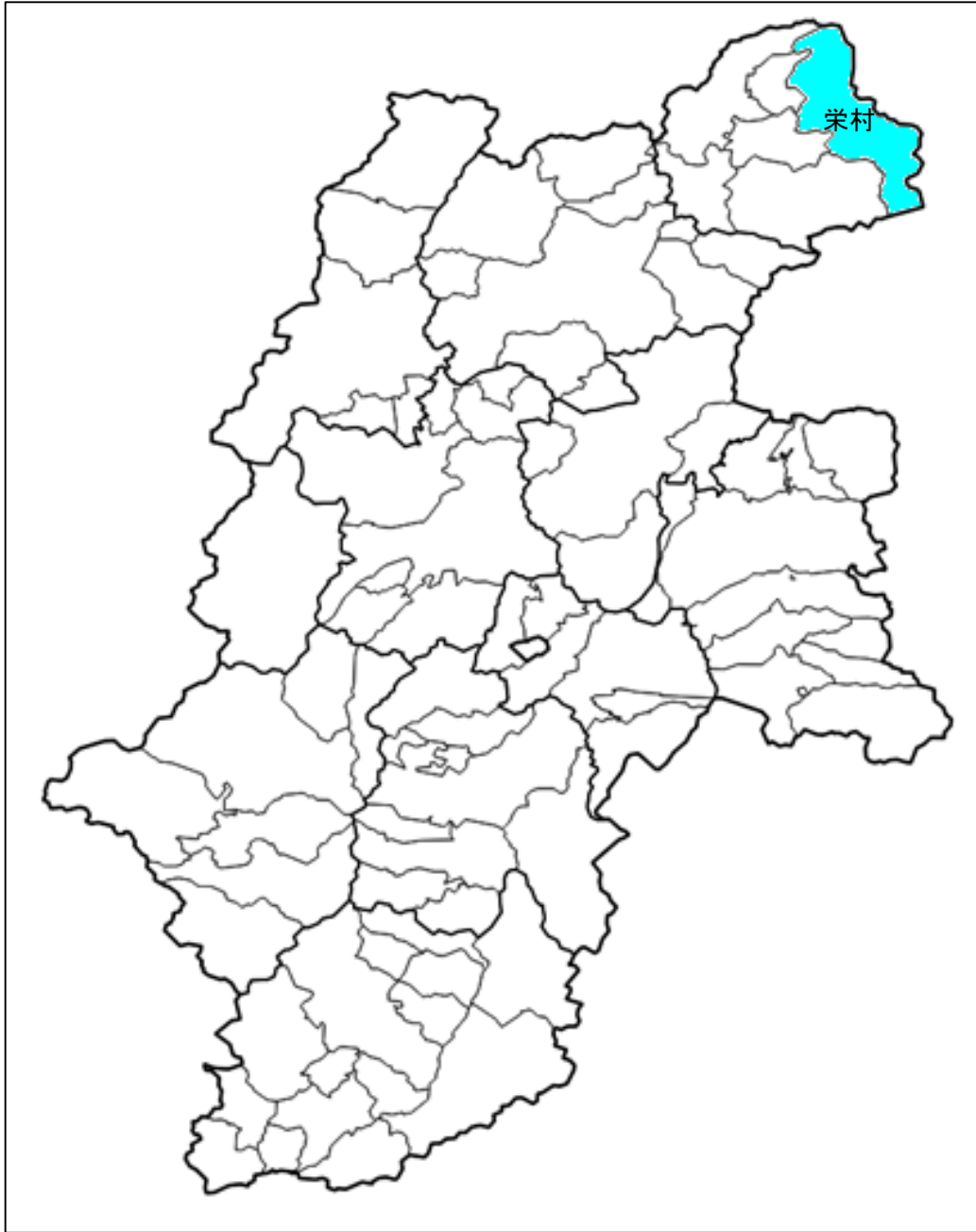
長野県建設部砂防課


（電話 026-235-7316）

長野地方気象台 土砂災害気象官

（電話 026-232-3773）

土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止地域



 暫定基準を廃止し通常基準に戻す地域